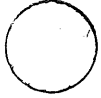



令和元年5月21日

監査報告書

公益社団法人 全国市有物件災害共済会
理事長 福田紀彦様

公益社団法人 全国市有物件災害共済会

監事 遠藤 幸子 

監事 石川 哲治 

私たち監事は、平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）に係る理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事、使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事、使用人等から業務に関する報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁資料等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第42条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びにキャッシュ・フロー計算書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ア 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- イ 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びにキャッシュ・フロー計算書並びに財産目録の監査結果

会計監査人清泉監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

以上